

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| Q -CV-1st-1★訴状20190813..... | 2 |
| Q -CV-1st-2★積明書20190910..... | 6 |
| Q -CV-1st-3★準備書面①20200106..... | 8 |
| Q -CV-1st-4★準備書面②20200127..... | 11 |
| Q -CV-1st-5★準備書面③20200408..... | 15 |
| Q -CV-1st-6★準備書面④20200929..... | 17 |
| Q -CV-1st-7★証拠20190813..... | 18 |
| Q -CV-1st-8★証拠追加20200929..... | 19 |
| Q -CV-1st-9★証拠追加20201117..... | 20 |
| Q -CV-1st-10★証拠追加20201120..... | 21 |
| Q -CV-1st-11★甲1号証..... | 22 |
| Q -CV-1st-12★甲2号証..... | 23 |
| Q -CV-1st-13★甲3号証..... | 24 |
| Q -CV-1st-14★甲4号証-反訳書..... | 25 |
| Q -CV-1st-15★甲5号証..... | 27 |
| Q -CV-1st-16★甲6号証..... | 28 |
| Q -CV-1st-17★甲7号証1..... | 30 |
| Q -CV-1st-18★甲7号証2..... | 31 |

令和元年 8 月 13 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状Q

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 山下 貴司

慰謝料請求事件 請求金額 10 万円 ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告は原告に対し慰謝料 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の前橋地方裁判所の職員らは、包囲網として、職権を濫用し、私の裁判を受ける権利等を侵害しました。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私に関わった人々については、共犯の賠償責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)に対する請求です。なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

2 訴訟費用は被告の負担とする

第 2 請求の原因

私は後述の特殊な状況に置かれた原告として当り前に、司法権の濫用の疑いを訴え、裁判官の訴状審査権と原告の人権との明確な線引きと内部牽制を求めましたが、同所の誰も、その説明責任を果たそうとしませんでした。

本件職員らの対応は、当り前の蓋然性を認めようとしないものであり、①内部牽制の要請を無視しており、原告への説明責任を果たしておらず、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、②審理開始遅延への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、③人権侵害であり、彼らの職務上の故意または過失であり、不法行為です。

これによって私は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって日本国憲法 13 条と日本国憲法 17 条に基き、

①国家賠償法 1 条 1 項、
②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基く民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基く民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用、
のいずれかの選択適用により、被告に対して慰謝料を請求します。

なお、いずれも適用可能な場合は、先順位から(②、③内においては後者を)適用ねがいます。

★人権とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)に基くものであり、自決権(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)や、裁判を受ける権利(憲法 32 条)などです。

第3 不当性

反社会性(公序良俗違反(民法 90 条)や信義則違反(民法 1 条 2))

何も答えようとしないので推測ですが、当り前の蓋然性を認めないことと、その理由を示さないことであり、その狙いは、包囲網の威力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化することと思われます。

I 菅家忠行裁判官が 5 件の訴状を一人で抱え込み、受付から一年以上も送達せず、審理開始を遅延させたこと

いずれも告訴の妨害への打開策としての民事訴訟ですから、更なる告訴の妨害です。

II 誰も説明責任を果たそうとしなかったこと 内部牽制の放棄 時効の進行や機会損失
この説明責任は、以下に述べた犯罪性や人権侵害の観点から生じます。

第4 不法行為

菅家忠行裁判官は後述の通り、平成 30 年 8 月 13 日午後 2 時頃に私が前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目 1 番 34 号)にて提出した 4 件と、平成 30 年 9 月 10 日午後 2 時頃に同所にて提出した 1 件、を一人で抱え込み、求釈明も事務連絡もせずに送達しませんでした。令和元年 6 月 7 日付で私が民事第二部にて提出した二回目のお訊ね(甲 2)について、令和元年 7 月 2 日午後、同所総務課・氏名不詳は、「所長には渡してあるが、前橋地裁として回答するつもりはない」と答えました。

令和元年 7 月 19 日 13:43(甲 4) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から同所への通話において総務課・シライは、令和元年 7 月 16 日に同所にて私が岩崎英治書記官に手交した三回目のお訊ね(甲 3)について、同所として答えるつもりは無いと答えました。

これらはいずれも、私の訴えの内容から、司法権の濫用の疑いが極めて強く感じられる状況に在りながら、その当り前の蓋然性を認めようとしなかったものです。

不法行為は全体として一つと考えます。

私のお訊ねの要旨

1 ①求釈明も事務連絡も無いまま長期間送達されないのは極めて異例かつ稀有であり、おそらくは私限りの差別的取扱であること、②5 件とも菅家忠行裁判官が一人で抱え込んでい

ること、③中でも特に 359 号は、検察による告訴と控制への移行の妨害の打開策としての民事訴訟であること、などの当り前の蓋然性を総合すれば、訴状審査権の濫用による告訴の妨害の意図が極めて強く疑われる所以、他の職員が内部牽制により事態確認して欲しい。

(説明) 私のお訊ねが社会通念上当り前の懸念であること

第一に、民事訴訟規則第六十条に明記された「三十日以内の送達」の 10 倍以上の期間が経過していることは尋常ではないので、少なくとも原告に訊ねられた場合は「特別の事由」についての説明責任が有ると思います。

★民事訴訟規則第六十条 2 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内の日に指定しなければならない。

第二に、永久に送達されなければ原告の裁判を受ける権利を侵害する結果となるのは明らかである以上、訴状審査権の限界を見極め、牽制する為の客観的基準が在るはずですから、それを示して下さいと訴えているのに、無視する正当性は無いと思います。

1 犯罪性の看過の観点

訴えた犯罪性の想定確率は、①99.99%、②99%、③90%です。

これに対し前橋地方裁判所の担当書記官らは、三度の書面でのお訊ねにも「お答えするつもりはありません」との返事を重ねました。

その返事の根拠すら説明しようとしているのです。

ですから、私の抗議をどこまで認めているのか、全くわかりません。

私は、既述の①から③の私限りの特殊事情に基く、極めて高度の犯罪性を訴えているのに、それを無視して、訴状審査権の期限は明示されていないからと、正当業務行為を前提とした一般論としての正当性を主張するのであれば論理法則違反だと思いますが、それすらも答えるとしないのです。

これは、犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)や内部牽制機能をも果たしていないと思います。

少なくとも、自らへの嫌疑を晴らす意味でも、説明責任が在ると思います。

また。来るべき訴訟を見越して、私に一切の法的示唆を与えまいとする意図と思われます。

2 人権侵害の観点

平等権 前例の有無を示そうとしないこと 私限りの差別的取扱であること

前例の無い稀有な取扱は、当り前に、何らかの特別な意図を極めて強く示唆します。

裁判を受ける権利 送達しないと係属しないこと 時効の問題

適正な手続きを受ける権利 一定の期間内に送達されること 様々な機会損失の発生

自決権 5 件に分けた意味が無いこと 3 回の「お訊ね」への回答要請を無視したこと

一般論としての説明責任

人権の歴史から考えて当然のことですが、警察、検察庁、裁判所など、国家権力の行使に係わる機関には、一定の説明責任が在ると思います。

民事第二部のコメントの変遷

2018 年中「そのうち何かご連絡すると思います」

2019 年 3 月頃「なにぶん量が多いので」

2019 年 4 月以降「訴状の審査中です」

(当該事件)

| | | | | | |
|---|-------------|-----------|---------|----|-------------|
| 1 | 20180813 提出 | H30(ワ)355 | 慰謝料請求事件 | 被告 | 東京都(警視庁) |
| 2 | 20180813 提出 | H30(ワ)357 | 慰謝料請求事件 | 被告 | 国(前橋地方法務局) |
| 3 | 20180813 提出 | H30(ワ)358 | 慰謝料請求事件 | 被告 | 国(前橋地裁沼田支部) |
| 4 | 20180813 提出 | H30(ワ)359 | 慰謝料請求事件 | 被告 | 国(検察庁) |
| 5 | 20180910 提出 | H30(ワ)399 | 慰謝料請求事件 | 被告 | 国(法務省・国連) |

第5 前橋地方裁判所への特段の要請

道義的責任として、本件はとにかく急ぎで判決願います。

第6 証拠方法 証拠説明書に記載の全証拠

第7 附属書類

被害届 2018 と恣意性一覧表と証拠説明書と全書証、及び本書を含むその副本一式

以上

訴状 Q 釈明書

令和元年 9 月 10 日

前橋地方裁判所民事第 1 部 御中

原告 今井 豊

令和元年 8 月 30 日付貴求釈明書に対し、以下の通り釈明します。

(1) 違法行為の主体及び具体的な行為態様

1 菅家忠行裁判官が、平成 30 年 8 月 13 日午後 2 時頃に私が前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目 1 番 34 号)にて提出した 4 件と、平成 30 年 9 月 10 日午後 2 時頃に同所にて提出した 1 件、の訴状を一人で抱え込み、求釈明も事務連絡もしないまま、長期間送達せず、訴訟開始を遅らせ、私の権利を侵害したこと

なおこの間、甲 1 書面の他、担当の岩崎英治書記官を通じて口頭でも何度か送達しない理由を訊ねましたが、菅家忠行裁判官は何も返事をしませんでした。

(説明)

民事訴訟規則第六十条に明記された「三十日以内の送達」の 10 倍以上の期間が経過していることは尋常ではないので、当たり前に訴状審査以外の特別な意図が極めて強く疑われますから、原告不安を解消する為に、その「特別の事由」を示す必要が有ると思います。

岩崎英治書記官の「多量だから」という理由では漠然とし過ぎています。

この 5 件に共通の、止められる要因とはいったい何でしょうか?

そもそも初期の 7 件のうち 5 件が同裁判官に集中しているのはなぜでしょうか?

強調したいのは、いずれも告訴の妨害への打開策としての民事訴訟であることです。

全事件とも生命への脅迫であり、それを警察や、特に検察が組織的隠蔽を行っている為に、個人的治安を喪失し、原告が差し迫った生命の危機にあることは、読めばわかります。

付属書類としての被害届 2018 や恣意性一覧表からもわかると思います。

原告が訴訟開始遅延を問題にする背景には、このような個人的特殊事情が有ります。

ですからこれは程度問題として訴訟開始遅延であり、それによる原告の不安の継続という結果への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権、裁判を受ける権利、適正な手続きを受ける権利、平等権、などの侵害です。

2 前橋地方裁判所長が、令和元年 6 月 7 日付で同日 14 時頃、私が民事第二部にて提出した二回目のお訊ね(甲 2)の内部牽制の要請を無視し、私の権利を侵害したこと

なお、令和元年 7 月 2 日午後、同所総務課にて、氏名不詳(5 階総務課主席の人)は、「同文書は所長には渡してあるが、前橋地裁として回答するつもりはない」と答えましたから、所長の意思として無視したと思われます。

(説明)

民事訴訟規則第六十条に明記された「三十日以内の送達」の 10 倍以上の期間が経過してい

令和元年(ワ)第 428 号 慰謝料請求事件 被告 国

ることは尋常ではないので、訴状審査以外の特別な意図が極めて強く疑われますから、内部牽制の観点や人権擁護の観点から、原告への説明責任が有ると思います。

このまま永久に送達されなければ、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)などの人権侵害につながることは明らかですから、裁判官の裁量を超えるものかどうか、という程度問題としての見極めなり内部牽制的判断が必要です。

ですからこれは、内部牽制の要請や公務員の犯罪告発義務への違背であり、訴訟開始遅延による原告の不安の継続という結果への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権、裁判を受ける権利、適正な手続きを受ける権利、平等権、などの侵害です。

裁判所にも何らかのライン的な指揮命令系統が存在するものと仮定し、少なくとも、司法権の濫用対策として何らかの非常手段は在るはずなので、その意味で長官宛としました。

もし何も無いのだとすれば、「司法権には別の司法権で対抗するしかありません」と告知してもらわなければ原告にはわかりません。

3 令和元年 7 月 19 日 13:43(甲 4 反訳) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から同所への通話において総務課・シライが、令和元年 7 月 16 日に同所にて私が岩崎英治書記官に手交した三回目のお訊ね(甲 3)に、同所として答えるつもりは無いと答え、内部牽制の要請を無視し、私の権利を侵害したこと

(説明)

民事訴訟規則第六十条に明記された「三十日以内の送達」の 10 倍以上の期間が経過していることは尋常ではないので、訴状審査以外の特別な意図が極めて強く疑われますから、内部牽制の観点や人権擁護の観点から、原告への説明責任が有ると思います。

このまま永久に送達されなければ、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)などの人権侵害につながることは明らかですから、裁判官の裁量を超えるものかどうか、という程度問題としての見極めなり内部牽制的判断が必要です。

ですからこれは内部牽制の要請や公務員の犯罪告発義務への違背であり、訴訟開始遅延による原告の不安の継続という結果への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権、裁判を受ける権利、適正な手続きを受ける権利、平等権、などの侵害です。

甲 3 においては、原告が理由を尽くして訊ねているのに無視していますから、同時に信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であると考えます。

なお甲 3 は、「後日 7 月 19 日に電話して、これに書いてある通りお訊ねしますから、その時は前橋地裁としてどなたかが何らかの返事下さい」と申し添えて手交しました。

2 と 3 はいずれも、私の訴えの内容から、司法権の濫用の疑いが当り前に極めて強く感じられる状況に在りながら、その当り前の蓋然性を認めようとしなかったものと思われます。

ただ、2 と 3 では前堤となる文書が違います。

これも繰り返しになりますが、同様事例(求釈明も事務連絡も無いまま、長期間送達されず)の統計的希少性は、私が訴えた当り前の蓋然性の高さの証左だと思います。

以上

Q準備書面(1)

令和2年1月6日

前橋地方裁判所民事第1部 御中

原告 今井 豊

被告の令和元年12月26日付準備書面(1)に対し、以下の通り、包括的に反論します。本件は、司法権の濫用という意味で、前橋地裁R1ワ513慰謝料請求の関連事件です。

第1 程度問題であることを無視した答弁であり、論理則違反です

本件に限らず、このように原告の当り前の違法性を根拠無く無視したまま、頑なに同じことを言い張り続けることの違法性は、誰でも自明のはずですから、これは論理の不当性が甚だしく、包囲網の威力による公序良俗の偽装、ないし現代の魔女狩りと言えます。

以下の通りの、不作為の恣意性(極めて高度の蓋然性)こそが、当り前に、何よりの状況証拠なのであり、それを、当り前に、数字で考えるならば、このような答弁は不可能です。

★第3 被告の主張 2(4頁中段)への反論

「早期に口頭弁論期日がされなかつたことをもって」は、以下の通り、甚だしい欺瞞です。前例が無いほどまでに稀有な遅延であるという蓋然性を無視しています。

★初期提出の7件のうち、5件が同裁判官に集中した理由は何ですか?(共謀の疑い)

(再掲)不作為の恣意性

第一に、民事訴訟規則第六十条に明記された「三十日以内の送達」を超過していることがまづ違法ですが、更にその10倍以上の期間を超過していることは、尋常ではありません。

尋常ではないこと(希少性)は、裁判所が保有する統計情報から、客観的数字として確定できますから、言い逃れできないよう、必ず確定させて下さい。

また、尋常ではないこと(希少性)は、同時に、当り前に、差別ないし故意を示唆します。

第二に、不法行為の時効の3年と比較して、1年以上というのは、その約3分の1ですから、黙って指を咥えて徒過するには、あまりにも弊害が大き過ぎます。

なぜなら、送達(係属)されなければ、訴えた事件の時効が進行しますから、予見可能性として当り前に、その後の訴訟活動上の選択肢が減ります(機会損失)。

第三に、永久に送達しなければ、人権侵害となるので、訴状審査権にも限界があることは、論理的にも自明のはずなのに、タイムリミットを気にしなかつたことは極めて不審です。

第四に、初期提出の7件のうち、5件が同裁判官一人に集中しているのは不審です。

同地裁には5人以上の裁判官が居たはずですから、意図的に集中させた疑いが在ります。

第五に、いずれも告訴の妨害の打開策としての民事訴訟であることは、読めば判ります。

これらを総合すると、1年以上というのは、程度問題として、経過期間による弊害が大き過ぎるので、訴状審査権の行使であっても、既に、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害であることを免れず、また蓋然性として、当り前に、訴状審査以外の特別な意図が疑われます。

なお、当然にこれは、程度問題への判断基準として、1年という期間を提示しております。

ですから、係わった他の職員も、内部牽制的判断が必要でした。

纏めると、菅家忠行裁判官が、その付与された訴状審査権の趣旨に明らかに背いてこれを行使したのであり、「特別の事情」に当るので、国賠法1条1項の違法です。

第2 程度問題(訴状審査権の限界)について、当り前に、認否して下さい

繰り返しますが、程度問題として、訴状審査権の濫用であり、人権侵害です。

永久に送達されなければ、裁判を受ける権利の侵害になることを認めますか?

難解で判然としなければ、永久に送達しなくとも構わないと言えますか?

言い換えると、訴状審査権に、一定の限界が在ること(程度問題)を認めますか?

認めるのであれば、当り前に、具体的な判断基準を示して下さい。

当り前のことを認めないことは、論理則違反であり、公序良俗違反です。

裁判所は、当り前に、被告の論理則違反を認め、認否させて下さい。

第3 「難解で判然としない」ことを立証して下さい

まず、当該5件の書面の量は多目かとは思いますが、不当な対応の蓋然性を高める為に、同じような会話の反訳書をいくつも並べただけですから、逆に事態は単純です。

H30(ワ)357慰謝料請求事件(前橋地方法務局)が、最も量が多いですが、逆に最も単純です。

次に、質的に「難解で判然としない」については、全く認識が無く、因縁のように感じます。

もし前例が無いのであれば、5件とも全てが、史上最も「難解で判然としない」、つまり、私が歴代ワースト5を独占、ということになりますが、そんなはずはありません。

これは抗弁事実ですから、前例が無いほどまでに稀有であること(程度)を、5件其々について、具体的にどこがどうなのかを指摘し、かつ、統計的に、立証願います。

また、以下の点を反論しておきます。

第一に、H30(ワ)399慰謝料請求事件(法務省・国連)は、至って、単純明解な事態です。

第二に、H30ワ358慰謝料請求事件、の原事件(前橋地裁沼田支部 H29ワ26慰謝料請求)は、現在は10以上に分かれている各事件を1事件として訴えたのですから、更に難解で判然としなかったはずですが、普通に始まり、普通に終わっているのと比較して、極めて不審です。

第三に、その後、実施された5件其々の釈明を見ると、いずれも形式的な内容であり、一年もかかるような内容とは、とても思えません。

第4 釈明無しに、1年以上も送達しなかった前例を示して下さい

既述の通り、裁判所が保有する統計情報の開示を求めます。

前例が無いのは、極め付けに稀有な人為現象なので、当り前に、差別と故意を示唆します。

第5 事案解説の為、菅家忠行裁判官への証人尋問を申し立てます

訴えた蓋然性を被告が無視している以上、別紙の通り、本人に尋ねるしかありません。

第6 訴状審査権の限界を規定していないのは、現行制度の瑕疵です

既述の通り、程度問題の判断基準が無いことが、訴状審査権の濫用を誘発しております。訴えの趣旨として当り前に、以下のような不法行為として追加したいと思いますが、もし追加が叶わなければ、既存の不法行為の要素として判定願います。

4 現行司法制度設計当局者(被疑者不詳)の不法行為

令和元年8月13日(本件提訴日)現在、標記の者が、訴状審査権の濫用による組織的な隠蔽の可能性を認識しながら、訴状審査権の限界を規定していないことは、本件のように、その誘因となり得るので、現行制度の瑕疵であり、その職務上の故意または過失であり、これによって原告の裁判を受ける権利等を侵害したので、不法行為です。

要するに、条文の問題なので、法令違憲であると考えます。

(説明)

訴状審査権の限界とは、例えば受付日から1年以内というような、絶対的制限として規定する必要が有り、相対的規定では、例外的な判例が積み重なると、いずれ、なし崩しにされてしまう惧れが有ると思います。

(法令の摘示)

民事訴訟法(裁判長の訴状審査権)

第百三十七条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(訴状の送達)

第百三十八条 訴状は、被告に送達しなければならない。

2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(口頭弁論期日の指定)

第百三十九条 訴えの提起があったときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

民事訴訟規則(最初の口頭弁論期日の指定・法第百三十九条)

第六十条 訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。ただし、事件を弁論準備手続に付する場合(付することについて当事者に異議がないときに限る。)又は書面による準備手続に付する場合は、この限りでない。

2 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内の日に指定しなければならない。

以上

Q準備書面(2)

令和2年1月27日

前橋地方裁判所民事第1部 御中

原告 今井 豊

令和2年1月22日期日における貴書面に対し、以下の通り、釈明申し上げます。

第1 不当性は、二つの訴状審査権の濫用の疑いを無視したことです

言い換えると、裁判(手続目的)の実効性が確保できず、実質的な司法拒絶であることです。

1 恣意的な訴状審査権の濫用が、極めて強く疑われたこと

釈明無しに、1年以上も送達しなかった前例が極めて稀有であることが、当たり前に、差別ないし特別の意図を暗示しており、また、其々に事情は異なるはずなのに、5件とも送達しなかったことの説明が付かないことから、当たり前に、司法権の濫用が極めて強く疑われます。これらを無視することは、公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)違反です。

★訴状審査(正当目的)であったことについて、抗弁事実の立証と前例の摘示を求めます。

言い換えると、国賠法1条1項の「特別の事情」に当ることの立証を求めます。

具体的には、私の訴えが「難解で判然としない」ことについて、被告に摘示を求め、次に、それが1年もかかるほどのものか(程度)を検証する段取りになります。

2 裁判を受ける権利の侵害が、時間の問題として、極めて強く疑われたこと

つまり、裁判を受ける権利と訴状審査権との相克であり、見極め基準が必要だったことです。手続目的が原告の裁判である以上、永久に送達しなければ、必ず裁判を受ける権利の侵害という結果に至ること(つまり手続妨害ないし司法拒絶)から、訴状審査権の濫用に対する、絶対的期限による見極めが必要なことは、一般人なら誰でも判るはずです。

その結果を回避する為には、まずは、菅家忠行裁判官本人に事情聴取して、訴状審査(正当)目的であることを確認し、もし確認できなかったならば、内部告発なりの解消策を実施したうえで、原告に事情説明し、当面の見通し等について了承を得る必要が有ったはずです。
これらの確実に到来する可能性を無視したことは、故意の経験則違反か論理則違反しか在り得ないので、当たり前に、隠蔽の意図を暗示しております。

既述の通り、たとえ訴状審査目的だったとしても、1年を超えるれば、程度問題として、手続目的逸脱による人権侵害であり、職責による予見可能性に基く結果回避義務違反です。

第2 作為義務の根拠は、信義則(民法1条)と公序良俗(民法90条)です

二つの訴状審査権の濫用の疑いを認めないこと(経験則違反)により、職責に基く作為義務を回避していますが、訴えを否定する根拠を示さなければ、そもそも論理則違反です。

これに対しては、法の遵守、中でも特に、裁判を受ける権利の実効性確保の観点から、法治

国家としての信義則と公序良俗に法的根拠を求めるしかないと考えます。

1 送達義務の直接的根拠は、主に裁判を受ける権利です

一定期間内の適正な訴状送達は、元々、憲法32条の裁判を受ける権利に内包されていると考えますし、また、憲法13条の適正な手続を受ける権利からの要請とも考えます。

2 犯罪告発義務の直接的根拠は、刑事訴訟法239条2です

2つの当たり前の疑いを感じないから、犯罪告発義務違反にもならないし、抗弁する必要も無い、という論理構造です。

これは、最大の判断要素(犯罪性)の根拠無き欠落という、本来は論理則違反の問題を、経験則違反に因って葬っており、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、たとえ違法性無だとしても、理由を示さなければ、当たり前に、論理則違反です。
要するに、故意に認めない(隠蔽)のであり、合理的根拠が有りません。

3 説明義務の直接的根拠は、予見可能性です

既述の2つの当たり前の違法性を感じること、つまり、予見可能性が有ることが前提です。

通常であれば、訴状審査に通常以上の期間を要した理由や、今後の所要期間の見通し、について説明し、原告の了解を得ようとしたはずです。

ですから、抗議をも頑なに無視し続けた対応は、不可解と言う他は無く、稀有な、もしくは前例の無い人為現象と言え、隠蔽の意図を暗示しています。

第3 その他の訂正

問題は訴状の未送達による訴訟未係属です。

また、貴求釈明書面の、1(1)ア「第1回弁論期日を速やかに指定せず」や、1(1)イ「原告の迅速な裁判を受ける権利を侵害する」は、前例が無いほどまでに稀有な遅延、の蓋然性を無視した、不適切な表現です。

第4 不法行為の再定義

共通の前提として、二つの極めて高度の蓋然性を無視したことは、公序良俗違反です。

予見可能性に基く結果回避義務違反とも言えますが、それ以前に、公序良俗違反です。

1 菅家忠行裁判官

(1) 訴状送達義務違反

ア 菅家忠行裁判官は、原告が前橋地裁に対して提起した別件訴訟事件につき、求釈明も事務連絡もしないまま、1年以上の長期間、全訴状を送達せず、また、原告が、「期日未定の事件についてのお訊ね」と題する書面を、平成30年12月20日付け(甲1)、令和元年6月7日付け(甲2)、令和元年7月16日け(甲3)で、それぞれ提出して、事情の説明を求めたにもかかわらず、これらを無視し、別件訴訟事件の期日を指定した令和元年6月7日までの1年余りの間、訴状を送達しませんでした。

イ これは第一に、証明も事務連絡も無しに、1年以上も送達しなかった前例が極めて稀有であることが、当たり前に、差別ないし特別の意図を暗示しており、また、其々に事情は異なるはずなのに、5件とも送達しなかったことの説明が付かないことから、当たり前に、司法権の濫用が極めて強く疑われますが、司法権濫用は、無条件の不法行為です。

それよりも第二に、既述の通り、永久に訴状を送達しなければ、裁判を受ける権利を侵害する結果となることが必至であること、また、不法行為の時効期間の3年と比較すると、1年以上というのは、その3分の1以上ですから、送達(係属)されないことによって、別件訴訟事件の時効が進行し、その後の訴訟活動上の選択肢が減るなどの機会損失による損害が膨らみ過ぎることから、たとえ訴状審査目的であったとしても、程度問題として、職責と状況による予見可能性に基く結果回避義務違反であり、裁判を受ける権利(憲法32条)の侵害です。以上を総合すると、菅家忠行裁判官は、その付与された訴状審査権の趣旨に背いてこれを行ったことにより、原告の裁判を受ける権利等を侵害したので不法行為であり、国賠法1条1項の「特別の事情」に当るので違法です。

(2) 説明義務違反

本人なら、当たり前に、自らへの嫌疑を進んで晴らすべきです。

また既述の通り、民事訴訟規則第六十条2の規定の何倍かの期間が既に経過していることや、訴状審査権にも限界が有ることは明らかであり、原告が司法権の濫用を懸念するのは当然の状況ですから、原告に尋ねられたのに、簡単な理由なり見通しの説明すら怠ったことは、原告の当事者性を無視しており、主に、憲法13条の適正な手続を受ける権利の侵害です。

2 前橋地方裁判所長

(1) 内部統制義務違反

ア 前橋地方裁判所長は、令和元年6月7日14時頃、原告が同所にて民事第2部に提出した、同日付の原告照会書面②(甲2)の要請を無視しました。

なお、令和元年7月2日午後、同所総務課にて、被疑者不詳(5階総務課主席の人)は、「同文書は所長には渡してあるが、前橋地裁として回答するつもりはない」と答えました。

イ 手続目的が原告の裁判である以上、永久に送達しなければ、裁判を受ける権利の侵害という結果に至ることは、一般人なら誰でも予見できるはずですし、前橋地裁として、その結果を回避する必要も有りますので、まずは、菅家忠行裁判官本人に事情聴取して、訴状審査(正当目的)であることを確認し、もし確認できなかったならば、内部告発なりの解消策を実施したうえで、必要な事情を原告に説明し、当面の見通し等について了承を得る必要が有りましたが、これらの確実な予見可能性を無視したことは、故意の経験則違反か論理則違反しか在り得ないので、当たり前に、隠蔽の意図を暗示しております。

このように、1(1)イにも既述の通り、菅家忠行裁判官の長期間に亘る訴状不送達が、訴状審査権の濫用に当る疑いや、それが間もなく裁判を受ける権利の侵害に当る疑いが、極めて強い状況に在りながら、私の要請を無視し、菅家忠行裁判官への指揮命令による監督責任を怠り、もって、私の裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利を侵害しました。

(2) 公務員の犯罪告発義務違反

前項(1)の内部統制義務を果たす為の、菅家忠行裁判官本人への事情聴取の過程で、別件訴訟事件が「難解で判然としない」ことへの判定を迫られるはずであり、この理由に正当性が無ければ、告発を検討せざるを得ませんでしたが、1(1)イに既述の通り、菅家忠行裁判官の長期間に亘る訴状不送達が、訴状審査権の濫用に当ることや、間もなく裁判を受ける権利の侵害に当ることが、極めて強く疑われる状況に在りながら、私の要請を無視し、菅家忠行裁判官への、犯罪告発義務に基く内部牽制を怠り、私の裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利を侵害しました。

(3) 説明義務違反

基本的には1(2)に既述の通りです。

裁判所にも指揮命令系統が存在することと、訴状審査権の濫用対策(非常手段)が在ることを仮定し、長官宛としましたが、存在しないとすれば、「別の司法権で対抗するしかありません」と告知してもらわなければ判りませんし、代替策も取れません(機会損失)。

3 令和元年7月19日13:43(甲4号反証書) 総務課・シライは、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から同所への通話において、令和元年7月16日に同所にて、私が岩崎英治書記官に手交した、原告照会書面③(甲3)の要請を無視しました。

(1) 公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)違反 基本的に2(2)に既述の通りです。甲4号反証書には、同地裁の論理の不当性が集約されており、また、私が前橋地裁としての回答を求めていたことも明らかであり、前橋地裁の一連対応の証拠として重要と考えます。

(2) 説明義務違反 基本的に1(2)や2(3)に既述の通りです。

実質的に問答無用の却下であり、著しい論理則違反であり、公序良俗違反です。

4 現行司法制度設計当局者(被疑者不詳)の不法行為

令和元年8月13日(本件堤訴日)現在、標記の者が、訴状審査権の絶対的期限を法律で規定していないことは、本件のように、訴状審査権の濫用の誘因となり得るので、現行司法制度の瑕疵であり、また、その制度設計という職務上の故意または過失であり、これによって原告の裁判を受ける権利等を侵害したので、不法行為です。

要するに、条文の問題なので、法令違憲であり、立法不作為であると考えます。

なお、民事訴訟規則第六十条2の規定は在りますが、1か月という数字に無理が有る為、大半の事件が超過し違反している現状では、規定自体が形骸化しております。

(1) 制度設計上の判断ミス(予見可能性に基く結果回避義務違反)

例えば、上告事由を見れば明らかなように、訴状審査権ばかりではなく、司法権の濫用という事態を、現行司法制度が想定していないことが根本原因と考えます。

女のブラックリストの存在が公知(口に出して言わないだけで、皆が知っています)である以上、それが猛威をふるえれば、本件のような事態に至る可能性は、予見できたはずです。

以上

Q準備書面(3)

令和2年4月8日

前橋地方裁判所民事第1部 御中

原告 今井 豊

令和2年3月18日付の被告の準備書面(2)に対し、以下の通り、包括的に反論します。

第1 本件の請求の基礎

訴状審査権の濫用によって、私の裁判を受ける権利を侵害したことです。

それが、訴状審査権の絶対的期限を法律で規定していない現行司法制度の瑕疵を悪用して行われたので、温床となった現行司法制度にも帰責性が有るということです。

かつて被告が言及したように「立法不作為」ないし法令違憲ないし適用違憲の問題です。

ですから不法行為4は、請求の基礎に矛盾しませんし、限界規定が無い状態の実質的な確認請求であって、被疑者、日時、場所、等の不法行為事実の更なる特定は不要と考えます。

第2 訴状審査権の限界の見極め基準の必要性が未回答です

永久に送達されなければ、必ず、裁判を受ける権利の侵害になります。

ですから、訴状審査権の限界の見極めと、その基準が必要です(100%の予見可能性)。

ここから作為義務ないし説明義務が生じるのですから、まさに核心です。

このような当たり前のことを認めないことは、論理則違反であり、公序良俗違反です。

第3 全裁判所としての同様の前例の有無が未回答です

菅家忠行裁判官の不審行動と比較検証すべき客観的統計、つまり全裁判所のマスデータが必要なのに、「菅家忠行裁判官としては前例が無い」旨(7頁下)と答えても意味が有りません。

第4 「難解」の程度について認否して下さい

主觀的な事情だけではなく、それが一年もかかるほどのものか?について認否して下さい。まず、私が訴状を訂正を重ねた主な原因は、先行して審理が進んでいた他の事件から得た教訓を逐次織り込んだからであり、その内容は極めて単純かつ画一的です。

このことは、同じ日に5件一律で訂正していることからもわかると思います。

また、補足説明書は、最終的な自主釈明書であり、主に反訳書からの引用を盛り込んだ為に頁数が嵩みましたが、そのぶん主張は少ないので読むのは楽です。

一回目のお訊ね書には、自主的な釈明(見直し)が完了したことを知らせる意味が有りました。繰り返しますが、恣意性一覧表の通り、包囲網の実在は難解どころか、歴然としており、信じじないことに合理性は有りません。

第5 「特別の事情」の辯護が合いません

前橋地裁 令和元年(ワ)第428号 慰謝料請求事件 被告 国

既に判決の出たH30(ワ)355慰謝料請求事件は警視庁の一連の完全無視対応の全てが正当行為だとしており、訴えた当り前の違法性を合理的根拠無く否定する「極めて理不尽な問答無用の狂気の棄却判決」であり、まさに司法権濫用判決であり、このことからも遡って本件訴状審査権の濫用が推定できます。

原告の意向を無視して弁論の併合を検討した理由や、それを断念した理由は何ですか？

また、その検討が、この判決に活かされているとは、とても思えませんが？

以上

Q準備書面(4)

令和2年9月29日

前橋地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告 今井 豊

本件不法行為について、本件前橋地裁職員3人の不当性は主に、私が訴えた当り前のことを認めなかつたことであり、その法的評価の中心は、以下の理由から、結果的に、著しく信義則(民法1条2)違反かつ公序良俗違反(民法90条)、つまり広義の違法ということです。

これは裁判長がご提示された内部統制義務や説明義務とは異なるのか否か解りません。

本件の当り前のこととは、「このまま訴状が送達されなければ、いずれ原告の裁判を受ける権利を侵害するという100%の予見可能性」などです。

なお、当該5件のその後の経過を見るに、本訴状提出直後に行われた私への求釈明は、とても一年もかかるような内容とは思えないこと、また、いずれも一回期日だけで下された各判決内容が、私の訴えを露骨に無視した、通常は成し得ない違法な判決であり、実質的な司法拒絶であったことから、三審の共謀による公序良俗の偽装が、極めて強く推定されます。

本件の動機は、包囲網としての私へ社会的忖八分と公序良俗の偽装と思われます。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことを認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

恣意性一覧表の各事象が示唆する相互関連性から、包囲網の実在は明らかです。

当り前のことの違法性

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。これによって、犯罪事実と違法性を否定し隠蔽していますから、必ず手続(告訴)妨害です。第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反(民法90条)です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しており(人格否定)、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、「お前の訴え(人権)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、脅迫罪(刑法222条)です。

また、手続(告訴)妨害なので、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)、ないし、裁判を受ける権利(裁判所のみ、憲法32条)の侵害であり、公務員職権濫用罪(刑法193条)です。

またこれらは、経験則違反ないし論理則違反の程度が甚だしい為に、正当業務行為どころではなく、職務上の故意又は過失であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条および信用失墜行為(国家公務員法99条、地方公務員法33条)です。

証拠の追加

本日付の陳述書(本件慰謝料)を甲5号証として追加します。

以上

前橋地方裁判所 年(ワ)第 号 慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 国 証拠説明書(証拠申出書)Q 20190813

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|----------------|--|-------------------------|---|
| 甲1号書証 | 平成30年12月20日 付期日未定の事件 についてのお訊ね | 写し 20181220 原告が作成 | 立証すべきは、私が書面で1回目のお訊ねを行った事実です。 抗議というよりも、この日をもって一連の自主的釈明が終わったことを裁判所に知らせる意味が有りました。 |
| 甲2号書証 | 令和元年6月7日付 期日未定の事件に ついてのお訊ね | 写し 20190607 原告が作成 | 立証すべきは、私が書面で2回目の抗議を行った事実です。 宛名は前橋地裁長官とし、担当裁判官の訴状審査権の濫用への内部牽制を要請しました。 回答期限は明記しておりませんが、当然に何らかの対応を期待しておりましたが、無視されました。 |
| 甲3号書証 | 令和元年7月16日 付期日未定の事件 についてのお訊ね | 写し 20190716 原告が作成 | 立証すべきは、私が書面で3回目の抗議を行った事実です。 「これについて20190719に電話しますから、どなたかが必ずお返事下さい」と申し添えて、岩崎英治書記官に手交しました。 <u>「何をどこまで認めておられるのかをお訊ねします」と明記してあります。</u> |
| 甲4号書証 (反証書) | 20190719 13:43私 の自宅から前橋地 裁総務課シライへ の通話録音 | 写し 20190812 原告が作成 | 立証すべきは不法行為のうち、総務課シライの回答内容です。 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から前橋地裁(群馬県前橋市大手町三丁目1番34号) 「令和元年7月16日付の書面(甲3)に、当所としてお答えすることはございません」と繰り返しており、極めて理不尽です。 |

前橋地裁 R!ワ428慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 国 証拠説明書(証拠申出書)Q 20200929追加

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|-------------|-----|-----------------------------|---|
| 甲5号書証 追加 | 陳述書 | プリント原本 20200929 原告が作成 | 立証すべきは、本件慰謝料請求の内容です。 <u>私が訴えた当り前のこと</u> を認めなかつたことは、言い換えると、非人間扱いとも言え、いずれにしろ尋常ではなく、その意図を察すれば、 <u>公序良俗の偽装</u> としか説明が付かず、これにより激しい恐怖と絶望と屈辱を覚えました。 |

前橋地裁 R!ワ428慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 国 証拠説明書(証拠申出書)Q 20201117追加

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|-------|-----|--------------------|---|
| 甲6号書証 | 陳述書 | プリント原本 20201117 | 立証すべきは、 <u>本件前橋地裁職員らとのやりとりの詳細です。</u> 陳述書の記載以外にも、折に触れては口頭で度々、本5件の様子を民事第2部に訊ねておりました。 |
| 追加 | | 原告が作成 | 一回目のお訊ね迄は、「そのうち何かご連絡すると思います」、それ以後は「訴状審査中」が多かったと思います。 |

前橋地裁 R1ワ428慰謝料請求事件 原告 今井豊 被告 国 証拠説明書(証拠申出書)Q 20201124追加

| 番号 | 標目 | 媒体等 | 立 証 趣 旨 |
|-------------|--------------------------------|--------------------------|--|
| 甲7号書証 追加 | 本5件の初回期日 指定の記録(裁判 事項の謄写) | コピー 20201124 原告が作成 | 立証すべきは、 <u>本5件とも初回期日指定が受付から1年以上経ってなされた事実です。</u> A, I, J, Mは20180813、Nは20180910受付。 <u>本5件の初回期日指定は全て令和元(2019)年9月20日に行われ、岩崎英治書記官から私に電話で通知されました。</u> 被告の令和2(2020)年11月4日付け準備書面(4)7頁に既述の通りですが、基礎事実なので証拠に追加します。 |

平成 30 年 12 月 20 日

前橋地方裁判所 民事第二部 御中

原告 今井 豊

期日未定の事件についてのお訊ね

このたびはたいへんお世話になります。

さて、基本的には貴所の裁量に属することと承知のうえで、恐縮ながらお訊ね申し上げます。適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)と民事訴訟規則第六十条に基きお訊ね致しますが、下記事件の期日が未定であるのはどういったご判断でしょうか?

これらの事件は全て包囲網としての加害であると主張していますから、事件間の相互関連性はもちろん大なり小なり有りますが、原告の基本的認識としては、事件間の相互関連性を抜きにして、夫々の請求の原因となった組織の行った直接的な不法行為だけで違法性が問えるものと思っております。

このうち、特に重視しているのは、4 事件番号 平成 30 年(ワ)第 359 号の検察庁です。

私の個人的治安の喪失状態は、まもなく丸 10 年になるので、なにを今更、と思われるかもしませんが、いつ何時、偶然の事故を装って殺されるかもしれないという恐怖は続いておりまして、その解消の為には個人的治安という生活インフラの回復が急務です。

群馬県警による組織的隠蔽を根本的に解消し、生命の安全保障機能を取り戻す為にも、牽制機能として前橋地検の告訴機能の復旧・正常化は不可欠と認識しております。

事件間の相互関連性も検察庁が最も高いこと、例えば、沼田署が摘発されれば、それを隠蔽していた前橋地検の恣意性も自動的に高まるという波及の図式も充分に認識しているところではございますが、それよりも既述の理由で一刻も早い訴訟の進行を望みます。

本日その平成 30 年(ワ)第 359 号の補足説明書を提出したことにより、一通り論点の明確化が図れたと思っております。

ですが、私などの思い及ばぬご配慮によるものかもしれません。その場合はご容赦ください。

記

- | | | | | | | |
|---|------|-------------------|---------|-------------|----|-----|
| 1 | 事件番号 | 平成 30 年(ワ)第 355 号 | 慰謝料請求事件 | 20180813 提出 | 被告 | 東京都 |
| 2 | 事件番号 | 平成 30 年(ワ)第 357 号 | 慰謝料請求事件 | 20180813 提出 | 被告 | 国 |
| 3 | 事件番号 | 平成 30 年(ワ)第 358 号 | 慰謝料請求事件 | 20180813 提出 | 被告 | 国 |
| 4 | 事件番号 | 平成 30 年(ワ)第 359 号 | 慰謝料請求事件 | 20180813 提出 | 被告 | 国 |
| 5 | 事件番号 | 平成 30 年(ワ)第 399 号 | 慰謝料請求事件 | 20180910 提出 | 被告 | 国 |

以上

令和1年6月7日

前橋地方裁判所長官 殿

原告 今井 豊

期日未定の事件についてのお訊ね

このたびはたいへんお世話になります。

さて、下記事件の送達については平成30年12月20日付書面にて貴所民事第二部にお訊ね申し上げているところではございますが、未だに送達もお返事も有りません。

それから、今日まで何らの求釈明も事務連絡も有りません。

書記局からはかねてより訴状の審査中とうかがっており、また、裁判官の独立性や広大な権限ないし裁量については承知しているつもりではございますが、しかし一方で、このまま永久に送達されなければ、予見可能性の問題として、適正な手続を受ける権利(憲法13条)や裁判を受ける権利(憲法32条)を始めとする人権侵害につながることは明らかです。

ですからまず、裁判官の裁量を超える(恣意的対応)かどうか、という判断(牽制機能)が必要であり、半年なり一年なりという判断基準が元々在るはずだと思っております。

そういう意味で、組織体の長として、貴職にその判断(牽制機能)をお訊ね申し上げます。

昨年中に自主的釈明を実施済とはいえ、今だに私の訴状がわかりにくいという部分もまま有ると思いますし、内容的にも其々簡単な案件ではなく、全体としては国家を揺るがしかねないような大事件だと思っておりますから、結果まで考えたうえで、その5つとも整合的な判決を今から考えておられるならば、確かに相当な時間がかかると思います。

しかしそうであるならばそれは、裁判所の公平性や中立性、つまり結果を考えて動くような性質の機関ではないことから考えて、極めて不審な対応だと思います。

思うに、裁判所の恣意的対応に対しては、国家として牽制機能が無いようです。

三権分立というのは通常、一義的に、司法による行政や立法への牽制を意味していて、その逆は想定されていないのではないでしょうか?

実は、最高裁や内閣府も、既に極めて不当、というよりも虚偽の対応をしております。

もし私が、このような訴訟の妨害を、貴所や他の裁判所に訴えてみたところで、予見可能性の問題として、止められるのは目に見えていますが、それでも改めて訊ねする次第です。

記

| | | | | | |
|-----------|---------------|---------|------------|----|-----|
| 1 (警視庁) | 平成30年(ワ)第355号 | 慰謝料請求事件 | 20180813提出 | 被告 | 東京都 |
| 2 (人権相談所) | 平成30年(ワ)第357号 | 慰謝料請求事件 | 20180813提出 | 被告 | 国 |
| 3 (貴所) | 平成30年(ワ)第358号 | 慰謝料請求事件 | 20180813提出 | 被告 | 国 |
| 4 (検察庁) | 平成30年(ワ)第359号 | 慰謝料請求事件 | 20180813提出 | 被告 | 国 |
| 5 (法務省) | 平成30年(ワ)第399号 | 慰謝料請求事件 | 20180910提出 | 被告 | 国 |

以上

令和1年7月16日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

期日未定の事件についてのお訊ね(三回目)

毎度お世話になります。

さて、標記については、時間がかかり過ぎているので、司法権の濫用ではありませんか?と訊ね、内部牽制を訴えておりますが、一度もお返事をいただいておりません。

裁判所は強大な権力機関であることから、原告に対する一定の説明義務が在ると思いますので、無視するのは不当だと感じます。

また、書記官の方々には、国家公務員としての内部牽制の要請(犯罪告発義務)が在ります。なお、3の358号については、警視庁の不法行為について国賠法により東京都を被告とした審判を貴所沼田支部の不法行為として訴えたものですから、もちろん既判力の問題は在り、明記してはおりませんが、公序良俗違反による無効を意図しております。

それが前例の無い話であることも、もちろん承知のうえです。

なお、この訴訟の中で、他の事件との関連性も訴えておりましたが、この時点ではまだ4の359号(検察)と5の399号(法務省・国連)は含まれておりません。

今回それぞれ別訴にしているのは、この訴訟からの教訓によるものです。

これらのことから見て、抗議を無視して説明責任を果たそうとしないことが極めて理不尽だと感じますので、何をどこまで認めておられるのかをお訊ねします。

沈黙は擬制自白であることを、裁判所はよくご存知のはずです。

①上記の説明責任を認めますか?

②私限りの差別的対応ではありませんか?

本件のように、一切の連絡(求釈明や事務連絡等)をしないまま、一年も送達されなかつた前例は有りますか?

③裁判官の独立性ないし裁量は無限ではないことを認めますか?

言い換えると、ものには限度が在るはずであり、このまま永久に送達されなければ、結果的に、適正な手続を受ける権利(憲法13条)や裁判を受ける権利(憲法32条)を始めとする人権侵害になることを認めますか? 認めるなら判断基準を示して下さい。

④別訴にした意味が失われ、様々な機会損失につながるリスクを認めますか?

訴状に既述した内容については時効の問題は生じないとしても、訴えの変更や、訴訟の進行状況を見ながらの別訴の提起等の機会は失われると思います。

端的に言えば、訴訟によって初めて知ることは多いのに、それができないということです。

⑤被告らによる事件性の隠蔽であることを感知して下さい

特に、検察が不当な論理で控制への移行を封じ、全事件を隠蔽していることを強調します。

以上

20190813 原告 今井豊

20190719 13:43 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1)から前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目1番34号)総務課シライへの通話録音の反訳書

(交換手) はい、裁判所でございます、

(私) もしもし、ええと、総務課の、ええ、シロイさん、お願ひします、

(交換手) はい、あ、あの、地裁総務課のシライですね？ 少々お待ち下さい、

(シライ) はい、総務課シライです、

(私) もしもし、すいません、イマイユタカと申します、

(シライ) あ、はい、

(私) お世話になります、ええ、期日の未定の件の、あの、書面をお出しした者なんですか？

(シライ) あ、えと、7月16日付で、ええと、期日未指定の事件についてのお訊ね(三回目)という書類を頂いたイマイ様でよろしかったでしょうかね？ はい、

(私) まあ、それについて、まあ、書いてある通りのことをちょっと、お答え頂きたいと思いまして？

(シライ) わかりました、はい、あのう、こちらのほうでですね、ま、ご提出された7月16日付の書面についてなんですけれども、お答えすることは特にございませんので、

(私) ええと、それがよくわからないんですが、あの、何をどこまで認めていただいて、そうおっしゃっていただいているのかが、わからないんですけども、まず、あの、事務連絡も釈明も、求釈明もしないで、一年近くもあの、送達されなかった前例は在るんでしょうか？

(シライ) はい、あの、そういったことも、書面のほうに書いていただいているのかと思いますけれども、この書面に対してですね、こちらのほうからお答えすることはございません。

(私) いや、それはあの、そうしますと、書いて在るところの説明責任を認めないと考えてよろしいですか？

(シライ) はい、あのう、そこらへんは、ま、イマイさまのお考えとゆうとこもあるかとは思うんですけれども、こちらのほうでは、この書面に対して、お答えすることってゆうのは、ございません。

(私) (苦笑)いやいや、ですから、あのう、永久に送達されなければ、あの、私の人権の侵害になることは認められますか？

(シライ) はい、あのう、そういったご質問に対してもですね、この頂いた書面に対してですね、あの、こちらのほうからお話、お答えするとゆうことはございませんので。

(私) いや、ですから、それはある程度お答えいただかないとい、説明責任を放棄したことになるんじゃないでしょうか？

(シライ) はい、その点については、イマイさんのはうで、ま、どのようにお考えかとゆうこともあるかとは思うんですけども、重ねてになりますけれども、こちらのほうで、この頂いた書面に対して、お答えとゆうのはございません。

(私) ええと、同じような質問を何度もしてくるんですが、それはあの、前橋地方裁判所としてのお答えと考えてよろしいですか？

Q-甲 4 号書証 前橋地方裁判所 年(ワ)第 号 慰謝料請求事件

(シライ) はい、今お話をした、ええ、この、ええ、7月16日付の書面頂いたものに対するお答えは、前橋地方裁判所としてのお答えとゆうことになります。

(私) はあ、あの、今問題のBさんは、あの、休職されてるとかそうゆうことは無いんですか？ 普通に稼動されてますか？

(シライ) えと、その点についてもですね、この頂いた書面に関して、お答えすることはございませんので。

(私) あの、私あの、訴状を提出した原告なんですけども、それについて、どうなっているのか？ と、あの、普通の経過を辿ってないんで、あの、その消息をお訊ねしてるんですけども？ で、それを知る権利を否定されてるような気がするんですけども？

(シライ) あの、事件の進行についてのお問い合わせということであれば、担当している部のほうにお問い合わせいただくことになるのかな、と思います。

(私) いやいやいや、事件が進行していないんで、その理由をお訊ねしてるんですけどね？ ですから、そこはあの、まあ、穿った見方をしますと、本来答えるべき説明責任を一切果たさないことによって、私に一切の示唆を与えない、法的示唆を与えないような意図が有るんじゃないでしょうか？

(シライ) うんと、重ねて申し上げる形になりますけれども、頂いた書面について、お答えするとゆうことはございません。

(私) 裁判所による人権侵害だと感じるんですが？ まずその、ええ、裁判官の独立性云々以前の問題として、説明責任が在ると思うんですけどね？

(シライ) はい、あの、繰り返しになりますけれども、頂いた書面に対して、お答えすることはございません。

(私) ううん、少なくとも、そうした前例が有りますか？ と、前橋地裁として有りますか？ と、或いは全裁判所として、有りますか？ という点のお答えは頂く必要が有ると思うんですけどね？

(シライ) はい、その点についても、書面のほうでご記載いただいているようですがれども、お答えすることはございません。

(私) ええ、極めて理不尽な気がするんですが？ わかりました、それ以上何も得られないということですね？

(シライ) はい、

(私) はい、おじやましました、ありがとうございます。

(シライ) はい。

以上

陳述書

令和2年9月29日

前橋地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告 今井 豊

本件慰謝料請求について補足申し上げます。

本件前橋地裁職員3人の不当性は、私が訴えた当たり前のことを皆が認めなかつたことであり、その法的評価は本日付の準備書面(4)に記述の通りです。

言い換えると、「お前の訴え(人権)など認めない」との人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、非人間扱いと言え、いずれにしろ尋常ではなく、その意図を察すれば、公序良俗の偽装としか説明が付かず、これにより激しい恐怖と屈辱と絶望を覚えました。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当たり前のことを認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

これを最終決定機関である裁判所が行うことは、孤立無援と国家的隠蔽を意味します。また、公序良俗の偽装の状況が齎す無言の脅迫効果は、言う迄も無く、絶大です。

動機

3人の動機は、包囲網としての、社会的村八分と公序良俗の偽装と思われます。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当たり前のことを認めないことにより、私限りで社会的妥当性(公序良俗)を偽ることです。

恣意性一覧表の各事象が示唆する相互関連性から、包囲網の実在は明らかです。

以上

Q—甲6号書証

前橋地裁 R1 ワ 428 慰謝料請求事件

令和 2(2020)年 11 月 17 日 今井豊

陳述書

私が行った訂正は以下のように、審理進行中の事件からの教訓を 5 件一律に取り込んだものです。

平成 30(2018)年 8 月 20 日頃 違法性の補足(警察の職責違反かつ法令違反であること)

平成 30 年 9 月 4 日頃 違法性の補足(三県警とも同様に人権侵害であること)

平成 30 年 9 月 18 日頃 請求の趣旨の補足(試験訴訟であること)

平成 30 年 11 月 15 日から 12 月 20 日 補足説明書(反訳書の証拠追加と引用など)

前橋地裁とのやりとり

平成 30(2018)年 12 月 20 日 11:00 過ぎ、

前橋地裁民事第2部にて、「期日未定の事件についてのお訊ね」(一回目、甲 1)をB係の岩崎英治書記官に提出し、5 件への自主的見直しが完了した旨を告げ、期日指定を促したところ、未だ訴状の審査中の旨を答えました。

平成 31(2019)年 3 月 15 午後、

私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地裁B係へ、「期日未定の事件についての要請」を fax し、行政訴訟として扱われることによる裁判所の釈明権に期待しましたが、行政訴訟の要件に該当しないので変更できないと岩崎英治書記官より後日断られました。

令和元年(2019)6 月 7 日 14:30 頃、

前橋地裁民事第 2 部にて、「期日未定の事件についてのお訊ね」(二回目、甲 2)を、岡部佳彦書記官に提出し、前橋地裁としての回答を要請したところ、伝えておく旨を答えました。二回目のお訊ねについて岩崎英治書記官に訊ねたところ、総務課に渡したと答えました。

令和元年 7 月 2 日 14:00 頃(録音有)、

前橋地裁総務課にて、氏名不詳(五階中央席)に訊ねたところ、「二回目のお訊ねは所長には渡っているが、前橋地裁として返事をするつもりは無い」と答えました。

令和元年 7 月 16 日 10:30 頃、

前橋地裁民事第 2 部にて、「期日未定の事件についてのお訊ね」(三回目、甲 3)を岩崎英治書記官に手交し、今週の金曜日に電話するので、前橋地裁としてどなたかに回答願いたいと要請したところ、伝えておく旨を答えました。

令和元年 7 月 19 日 13:43(甲 4 号反訳書)、

私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地裁民事第 2 部の岩崎英治書記官に電話したところ、総務課シライに取次がれ、三回目のお訊ねについて、前橋地裁として答えるつもりは無いと答えました。

20190813 本訴状 Q 提出後の手続経過

A(前橋地裁 H30 ワ 355 慰)

訴状提出 20180813、答弁書 20191111、初回 20191111 14:00、原告準備書面(1)20191114、二回目 20191225 15:00、棄却 20200217 14:30

I(前橋地裁 H30 ワ 357 慰)

訴状提出 20180813、求釈明書 20190828、回答書 20190910、答弁書 20191105、初回 20191113 13:30、被告準備書面(1)20200117、二回目 20200127 13:30、原告準備書面(1)20200212、三回目 20200220 13:30、棄却 20200413 10:30(新型コロナ延期)20200617 10:30

L(前橋地裁 H30 ワ 358 慰)

訴状提出 20180813、答弁書 20191105、初回 20191113 13:50、被告準備書面(1)20200117、二回目 20200127 13:45、原告準備書面(1)20200212、三回目 20200220 13:40、棄却 20200413 10:30(新型コロナ延期)20200617 10:30

M(前橋地裁 H30 ワ 359 慰)

訴状提出 20180813、求釈明書 20190828、回答書 20190910、答弁書 20191105、初回 20191113 14:10、被告準備書面(1)20200117、二回目 20200127 14:00、原告準備書面(1)20200212、三回目 20200220 13:50、棄却 20200413 10:30(新型コロナ延期)20200617 10:30

N(前橋地裁 H30 ワ 399 慰)

訴状提出 20180910、求釈明書 20190828、回答書 20190910、答弁書 20191105、初回 20191113 14:30、被告準備書面(1)20200117、二回目 20200127 14:15、原告準備書面(1)20200212、三回目 20200220 14:00、棄却 20200413 10:30(新型コロナ延期)20200617 10:30

★なお、本 5 件の初回期日指定に関する記録は後日、証拠に追加予定です。

本件以外の担当事件の手続経過

B II(高橋和俊、前橋地裁 R1 ワ 289)

訴状提出 20190607、求釈明書 20190828、回答書 20191003、初回 20191029、棄却(杉浦正典)20200930 13:10

D II(石井恵子、前橋地裁 H31 ワ 183)

訴状提出 20190416、初回 20191031、棄却 20200413

E(なりすまし、前橋地裁 H31 ワ 117)

訴状提出 20190314、求釈明書 20190828、回答書 20190910、初回 20191029 14:30、棄却 20200413

以上

| 記号・加害者 | 事件番号 | 受付 | 初回指定 | ★送達 | 求釈明 | 同回答 | 初回期日 | 判決 | 裁判長 |
|------------|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------|------|
| A 警視庁 | 前橋地裁H30ワ355慰謝料請求 東京高裁R2ネ1354 | 20180813 | 20190920 | 20190925 | 20190828 | 20190910 | 20191111 | 20200217 14:30 | 菅家忠行 |
| I 前橋人権相談所 | 前橋地裁H30ワ357慰謝料請求 東京高裁R2ネ2956 | 20180813 | 20190920 | 20191001 | 20190828 | 20190910 | 20191113 | 20200413 10:30 | 菅家忠行 |
| L 前橋地裁(吉田) | 前橋地裁H30ワ358慰謝料請求 東京高裁R2ネ2957 | 20180813 | 20190920 | 20191001 | 無 | 無 | 20191113 | 20200413 10:30 | 菅家忠行 |
| M 前橋地検 | 前橋地裁H30ワ359慰謝料請求 東京高裁R2ネ2958 | 20180813 | 20190920 | 20191001 | 20190828 | 20190910 | 20191113 | 20200413 10:30 | 菅家忠行 |
| N 法務省(国連) | 前橋地裁H30ワ399慰謝料請求 東京高裁R2ネ2959 | 20180910 | 20190920 | 20191001 | 20190828 | 20190910 | 20191113 | 20200413 10:30 | 菅家忠行 |

なお、5件の判決の不当性はいずれも同様の態様であり、原告である私の訴えを、合理的根拠無く無視した判決が、法令(職責)違反かつ人権侵害なのは、
 あまりにも自明過ぎ、社会通念を無視した、有り得ない異常な判決であるがゆえに、私への審意の証左であるということです。

今井 豊



平成 30 年 8 月 13 日

地方裁判所 御中

訴状 A

(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

(送達場所) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号東京都総務局総務部法務課
 03-5388-2519 FAX 03-5388-1262
 同代表者 知事 小池 百合子

請求事件

金額 10 万円

用印紙額 1 千円

請求の趣旨

被告は原告に対し 10 万円を支払え

訴訟費用は被告の負担とする



| |
|--------------|
| 貼用印紙 1,000 円 |
| 郵便切手 6,000 円 |

請求の原因

、埼玉県警、群馬県警は私の全主張を組織的時間的に一貫して無視し続けております。
 視庁 サワダ、シンド、サトウ、ニシカタ、後述の被疑者および人数不詳①～②』
 は後述のように、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、私の訴えを無視する
 より露骨な告訴の妨害を行って私の権利の行使を妨害しました。

私がネット包囲網の摘発を求めて提出した 2009.1.18 付被害届を警視庁は無視しました。

発生した告訴状 A～M は、全て摘発を逃れた包囲網が起こした派生事件と言えます。

の摘発を逃した警視庁にはその全ての派生事件に結果責任があります。

は私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

犯人達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

は彼らの公務員としての職権の濫用であり、故意または過失であり不法行為です。

て、

本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項、

家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715

裁 判 事 項

| 年月日 | 事 項 | 裁判長 | 裁判官 | 裁判官 |
|-------------------------|---|-----|-----|-----|
| 平成 1 令和 元・9・20 | 本件を合議体で審理及び裁判する。 | | | |
| 2 | 本件口頭弁論(□準備的)期日を 平成元年11月11日午前・午後2時00分 と指定する。 | | | |
| 3 | 上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。 | | | |
| 4 | 本件を弁論準備手続に付する。 | | | |
| 5 | 上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。 | | | |

△の告知 (原告) 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済

□の告知 当事者双方に即日電話で告知済

| 保 管 物 等 | 取 寄 先 | 保 管 物 等 の 表 示 | 保管番号 | 返還日 |
|------------------|-------|---------------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| 和解調書等正本送達(口頭)申請調書 | |
| 受 理 日 | <input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 |
| 受送達者 | <input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> |
| 申 請 人 | <input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 裁判所書記官 | |

| | |
|---|--|
| 回 付 決 定 | |
| 平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付 | |
| 裁判官 | |
| 上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。 | |
| 裁判所書記官 | |

| 供 閱 | 首 席 書記官 | 次 席 書記官 | 訟 廷 管理官 | 記 錄 係 長 | 主 任 書記官 | 係 書記官 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|
| | | | | | | |

第1回口頭弁論陳述

10

今井 豊

平成30年8月13日

前橋地方裁判所 御中

訴状 I

原告
（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

被告
（送達場所） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
同代表者 法務大臣 上川 陽子

請求事件
金額 10万円
印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

被告は原告に対し10万円を支払え
訴訟費用は被告の負担とする

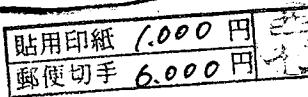
第2 請求の原因

法務省局(人権相談所) フクダ沼田支局長、ハラダ係長、イシマキ、トミオカラは、後述のよ
り人権相談所として、極めて事件性の高い状況にありながらそれを認識せず、また露骨な申出
を行って私の権利の行使を妨害しました。

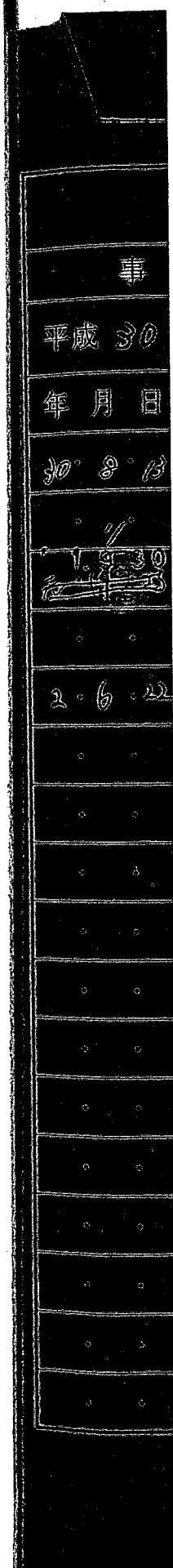
私を人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。
者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。
彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

民法709条及び国家賠償法1条1項または、
民法704条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715
使用者責任)の公人への類推適用、
民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用
の選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
可能な場合は先順位から適用ねがいます。

違法性



| 裁 判 事 項 | | | | | | |
|---|---|---------------|---|---------|-----------|---------|
| 年月日 | 事 項 | | | 裁判長 | 裁判官 | |
| 平成 1 令和 元・9・20 2 | 本件を合議体で審理及び裁判する。 | | | | | |
| 平成 年 月 日 3 | 上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。 | | | | | |
| 4 | 本件を弁論準備手続に付する。 | | | | | |
| 5 | 上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。 | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> □の告知 原告 代理人・当事者双方に即日電話で告知済 <input type="checkbox"/> □□の告知 当事者双方に即日電話で告知済 | | | | | | |
| 保 管 物 等 | 取 寄 先 | 保 管 物 等 の 表 示 | | 保 管 番 号 | 返 還 日 | |
| | | | | | ・・ | |
| | | | | | ・・ | |
| | | | | | ・・ | |
| | | | | | ・・ | |
| 和解調書等正本送達(口頭)申請調書 | | | 回 付 決 定 | | | |
| 受 理 日 | <input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 | | 平成 年 月 日 | | | |
| 受送達者 | <input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> | | 前橋地方裁判所 支部へ事件回付 裁判官 | | | |
| 申 請 人 | <input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | 上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。 裁判所書記官 | | | |
| 裁判所書記官 | | | | | | |
| 供 閲 | 首 席 書 記 官 | 次 席 書 記 官 | 訟 廷 管 理 官 | 記 錄 係 長 | 主 任 書 記 官 | 係 書 記 官 |
| | | | | | | |



今井 豊



平成 30 年 8 月 13 日

地方裁判所 御中

訴状 L

（原告） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

（被告） 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
 法務大臣 上川 陽子

請求事件

額 10 万円

賠償額 1 千円

請求の趣旨

私は原告に対し 10 万円を支払え

私費用は被告の負担とする

請求の原因

原告裁判部・沼田支部(沼田市材木町甲 150)裁判官 吉田達二は、2017.12.12 10:00 同支部における平成 29 年度第 2 回慰謝料請求事件(2017.09.05 第 1 回期日)の判決において、後述のように、裁判長(ワ)第 2 回 6 号の判決において、原告の主張をほとんど無視して極めて不公平かつ不当な審理を行い、またこの不当な審理をすく後述の準備工作を行うなどにより私の適正な手続を受ける権利の行使を妨害しました。
 私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。
 告発者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。
 彼の特別国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。



| |
|--------------|
| 貼用印紙 1,000 円 |
| 郵便切手 6,000 円 |

憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、

民法 709 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715

使用者責任)の公人への類推適用、

709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用

の選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

平成 30年(ワ)第358号

| 裁 判 事 項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|---------------|---|--------------|------------|-------------------|--|--|-----|---|--|------|--|--|-----|--|--|--------|--|-----|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|
| 年月日 | 事 項 | | | 裁判長 | 裁判官 | 裁判官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 · · | 本件を合議体で審理及び裁判する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 令和 元・9・20 | 本件口頭弁論(□準備的)期日を 平成元年11月13日前後 / 時分 | | |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | と指定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| · · | 上記口頭弁論(□準備的)期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | に変更する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| · · | 本件を弁論準備手続に付する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | と指定する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> の告知 原告代理人・当事者双方に即日電話で告知済 <input type="checkbox"/> の告知 当事者双方に即日電話で告知済 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保 管 物 等 | 取 寄 先 | | 保 管 物 等 の 表 示 | | 保 管 番 号 | 返 還 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | · · | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | · · | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | · · | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | · · | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">和解調書等正本送達(口頭)申請調書</th> </tr> <tr> <th>受理日</th> <th colspan="2"><input type="checkbox"/>成立日と同日 <input type="checkbox"/>平成 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受送達者</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>当事者双方 <input type="checkbox"/>利害関係人 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>申請人</td> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>原告(<input type="checkbox"/>代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="7">裁判所書記官</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 和解調書等正本送達(口頭)申請調書 | | | 受理日 | <input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 | | 受送達者 | <input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> | | 申請人 | <input type="checkbox"/> 原告(<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | 裁判所書記官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和解調書等正本送達(口頭)申請調書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受理日 | <input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受送達者 | <input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請人 | <input type="checkbox"/> 原告(<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判所書記官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">回付決定</th> </tr> <tr> <th colspan="7">平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">裁判官</td> </tr> <tr> <td colspan="7">上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/>電話により <input type="checkbox"/>普通郵便により 通知した。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">裁判所書記官</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 回付決定 | | | | | | | 平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付 | | | | | | | 裁判官 | | | | | | | 上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。 | | | | | | | 裁判所書記官 | | | | | | |
| 回付決定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 年 月 日 前橋地方裁判所 支部へ事件回付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 裁判所書記官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 供 閲 | 首 席 書 記 官 | 次 席 書 記 官 | 訟 廷 管 理 官 | 記 錄 係 長 | 主 任 書 記 官 | 係 書 記 官 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成30年8月13日

地方裁判所 御中



訴状M

(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
 (被訴者) 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090-3087-1577 fax0278-72-5353

(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
 (同代表者) 法務大臣 上川 陽子

請求事件

金額10万円

印紙額1千円

1 請求の趣旨

被訴者は原告に対し10万円を支払え

消費税は被告の負担とする



貼用印紙 1.000 円
 郵便切手 6.000 円

2 請求の原因

地方検察官、告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ(20170401～20180331)、イチカワ、サ
 ハ(201804～)らは、後述のように不当に告訴を妨害しました。

被訴者は命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第239条2への違反です。

被訴者は被訴者の権利を侵害する故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

被訴者は2018の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

被訴者は適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の侵害です。

被訴者は被訴者の権利(日本国憲法第13条)と平等権(日本国憲法第14条)の侵害です。

被訴者は民法709条の一般不法行為に当たります。

被訴者は人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

被訴者は公権力を濫用し放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

被訴者は民法709条及び国家賠償法1条1項または、

被訴者は民法710条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715

条の公人への類推適用、

裁 判 事 項

| 年月日 | 事項 | 裁判長 | 裁判官 | 裁判官 |
|--|--|---------|------|-----|
| 平成 ・・ 1 | 本件を合議体で審理及び裁判する。 | | | |
| 令和 元・9・20 2 | 本件口頭弁論（□準備的）期日を 平成 元 年 11 月 13 日 午前・午後 2 時 10 分 と指定する。 | | | |
| ・・ 3 | 上記口頭弁論（□準備的）期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。 | | | |
| ・・ 4 | 本件を弁論準備手続に付する。 | | | |
| ・・ 5 | 上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。 | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> の告知 <u>原告</u> 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済 <input type="checkbox"/> の告知 当事者双方に即日電話で告知済 | | | | |
| 保管物等 | 取 寄 先 | 保管物等の表示 | 保管番号 | 返還日 |
| | | | | ・・ |
| | | | | ・・ |
| | | | | ・・ |
| | | | | ・・ |

| | |
|-------------------|---|
| 和解調書等正本送達（口頭）申請調書 | |
| 受 理 日 | <input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 |
| 受送達者 | <input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> |
| 申 請 人 | <input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 裁判所書記官 | |

| 回付決定 | | | |
|--------------------------------|---|----------------------------------|---|
| 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 前橋地方裁判所 | | 支部へ事件回付 | |
| 裁判官 | | | |
| 上記決定の旨を、即日、原告に対し、 | | | |
| <input type="checkbox"/> 電話により | | <input type="checkbox"/> 普通郵便により | |
| 通知した。 | | | |
| 裁判所書記官 | | | |

| 供 閱 | 首 席 書 記 官 | 次 席 書 記 官 | 訟 �廷 管 理 官 | 記 錄 係 | 主 任 書 記 官 | 係 書 記 官 |
|--------|--------------|--------------|---------------|----------|--------------|------------|
| | | | | | | |

第1回口頭弁論陳述

今井 豊



平成30年9月10日

前橋地方裁判所 御中



訴状N

訴(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話 携帯 090 3087-1577 fax 0278-72-5353

訴(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
同代表者 法務大臣 上川 陽子

謝罪請求事件

請求金額 10万円

請求用印紙額 1千円

第1 請求の趣旨

被告は原告に対し 10万円を支払え

法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ

訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

法務省・被疑者不詳¹と法務省人権擁護局・被疑者不詳²は、後述のように、虚偽もしくは事実を歪曲する発言を行い、また信義則違反の不当な対応を行って、私の申出による適正な手続きを妨げる権利の行使を妨害しました。

これらは人間扱いしない差別的取扱であり虐待と言え、精神的に著しい屈辱を受けました。

これらは彼らの国家公務員としての職権の行使における故意または過失であり不法行為です。

民法707条及び国家賠償法1条1項または、

民法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、

民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用

のうちかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

どちらも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

法務省の違法性



貼用印紙 1,000円
郵便切手 6,000円

裁 判 事 項

| 裁 判 事 項 | | 裁判長 | 裁判官 | 裁判官 |
|-------------------------|---|-----|-----|-----|
| 年月日 | 事 項 | | | |
| 平成 1 令和 元・9・20 | 本件を合議体で審理及び裁判する。 本件口頭弁論（□準備的）期日を 平成 元年 8月13日午前・午後 2時30分 と指定する。 | | | |
| 2 | 上記口頭弁論（□準備的）期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 に変更する。 | | | |
| 3 | 本件を弁論準備手続に付する。 | | | |
| 4 | 上記弁論準備手続期日を 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 と指定する。 | | | |
| 5 | | | | |

✓の告知 原告 代理人・当事者双方 に即日電話で告知済

□□の告知 当事者双方に即日電話で告知済

| □□の旨 当該日 | | 保管物等の表示 | 保管番号 | 返還日 |
|------------------|-------------|---------|------|-----|
| 保 管 物 等 | 取 寄 先 | | | . |
| | | | | . |
| | | | | . |
| | | | | . |
| | | | | . |

| | |
|-------------------|---|
| 和解調書等正本送達（口頭）申請調書 | |
| 受理日 | <input type="checkbox"/> 成立日と同日 <input type="checkbox"/> 平成 年月日 |
| 受送達者 | <input type="checkbox"/> 当事者双方 <input type="checkbox"/> 利害関係人 <input type="checkbox"/> |
| 申請人 | <input type="checkbox"/> 原告 (<input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 裁判所書記官 | |

| | | | |
|---|---|---------|---|
| 回付決定 | | | |
| 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 前橋地方裁判所 | | 支部へ事件回付 | |
| 裁判官 | | | |
| 上記決定の旨を、即日、原告に対し、 <input type="checkbox"/> 電話により <input type="checkbox"/> 普通郵便により 通知した。 | | | |
| 裁判所書記官 | | | |

| 供 閱 | 首 席 書記官 | 次 席 書記官 | 訟 �廷 管理官 | 記 錄 係 長 | 主 任 書記官 | 係 書記官 |
|--------|------------|------------|-------------|---------------|------------|----------|
| | | | | | | |